

## 産業廃棄物（廃プラ・金属）収集運搬処理業務委託仕様書

### 1 委託業務

#### (1)業務内容

ア 当センター(病院だけでなく、敷地内にある付属施設を含む)で発生する産業廃棄物等(特別管理産業廃棄物を除く(2)に指定のもの)を定期的に廃品回収又は収集運搬及び処分を行うことを業務とする。

イ 委託業務の処理の方法としては、次の2つに指定する。

産業廃棄物として収集運搬及び処分する方法

資源として廃品回収し再生資源として利用する方法

なお、収集運搬業務と処分業務は、それぞれ別の業務(契約)であるが、一連で委託することが業務上、適切な処理が望めることから、一体として入札に付するものである。

#### (2)業務量

発生量(処理必要量)：約 5,500kg~6,500kg

排出物及びその量は、業務状況により変動するものであり、上記はあくまで目安である。

廃金属類には、金属くず・ガラス・陶磁器及び電池などが含まれる。

臨時に発生する大型(1 m<sup>3</sup>以上)の粗大ゴミ(棚・事務机・大型医療器械等)、家電リサイクル法適用のテレビ・冷蔵庫・エアコン等については含まないが、必要に応じて有償引き取りを求める。

小型(1 m<sup>3</sup>未満)の粗大ゴミ(パソコンモニター・椅子・医療器材等)は含む。

#### (3)応札にあたっての条件

資源として回収するかを問わず、上記の委託業務を受託するには、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥の、各種類の兵庫県の産業廃棄物収集運搬業許可を現に有している必要がある。

産業廃棄物としての収集運搬(資源回収を含まない、以下同じ。)及び処分はすべて、自社又は資本関係にあるグループ会社で行うことが望ましいが、委託業務のうち中間処理(処分)については、取引関係のある兵庫県内に事業所を有する処分許可業者(神戸市若しくは姫路市又は兵庫県の事業許可に限る)に依頼することも可とする。ただし、当該指定の産業廃棄物のすべての種類を処理できる業者1社(自社を除く)に限る。

最終処分(処分)については、取引関係のある県外の処分許可業者に依頼することもできる。

最終処分(収集運搬を含む)を他の処分業者に委託する場合は、適切な二次マニフェスト(産業廃棄物管理票)を発行すること。

又は において、中間処理を他の業者に依頼する場合にあっては、当センターの業務を落札した際の契約主体(受託者)となる旨の了承を得ておくこと。最終処分にあっても、業務を依頼する旨の了承を得ておくことが必要である。

落札者である産業廃棄物処理業務の受託者(以下「受託者」という。)は最終処分までの業務遂行責任を負い、適切な廃棄物処理がなされるよう最終処分業者などの関係者に働きかけを行う必

要がある。

#### (4)留意事項

収集にあたっての分別作業及び計量は要しない。

感染性の医療廃棄物が収集袋に混在していることが明らかである場合は、回収及び運搬を不要とする。(周囲に散在しないなど適切な処置をした上で院内清掃担当者へその旨の連絡を行うこと。)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する規則等の関係法令に従い、適切に処理を行うこと(再委託の禁止等)。

処理にあたって必要なマニフェスト(産業廃棄物管理票)の発行準備も業務に含む。処理方法にあたっては電子マニフェスト登録が望ましい。

マニフェストは、毎回の処理委託ごとに作成提供し、受託業者は、処理終了後、必要箇所を記入の上、速やかに委託側保存分を返却しなければならない。

当センターの担当者より、適正なごみ処理を行うため、ごみの収集量や処理に関する情報等について、問い合わせをした場合は、内容に応じ、調査及び報告を行うこと。

法令に基づく現地調査を実施する場合は、随行や取り次ぎをするなどにより協力すること。

院内の感染症対策や環境衛生保持につき、院内の委員会等へ出席を求められた場合は、これに参加する必要がある。

#### 2 回収場所

兵庫県立加古川医療センター本館地下1F(産業廃棄物集積所)

院内清掃業者により、院内の廃棄物は収集され、集積所へ運ばれる。

#### 3 委託期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

ただし、委託期間の終了の日までに、委託者から何らの意思表示がないときは、その翌日において更に1年間同一の条件で更新契約書を締結し、この契約を更新できるものとする。その後、令和9年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。

#### 4 回収日・時間

週2～3回程度の設定日

なお、回収量から判断し、これらの日以外でも回収を行うこともできるほか、各品目に応じて、回収日を設定することができる。

原則として、午前中までに回収を終えること。

#### 5 積算方法

##### (1)入札金額

入札書には、年間見込容量をもとに年額(税抜)を記載する。

契約に際しては、上記記載金額を契約金額とする。収集運搬と処分、それぞれの契約となることを踏まえ、処分を他の業者に依頼する場合は、記載金額に留意すること。

##### (2)含まれる費用

収集運搬・回収費用

中間処理費用

最終処分費用（発生する場合のみ）

マニフェスト発行手数料（二次マニフェスト発行費用含む）

その他、収集・処理に際して要する費用（リサイクル費用・回収人件費等）

## 6 支払方法

毎月月末に、落札金額を12等分した金額に消費税額を加算した額を記載した請求書を当センターの担当者に提出する。

当センターは、請求内容が適正であるか確認の後、翌月末に、口座振替により収集運搬業者に全額を支払う。

## 7 業務管理上の留意事項

- (1) 受託者は、事前に業務責任者及び業務従事者の氏名を記載した名簿を提出すること。また、変更する場合も同様とする。
- (2) 受託者は、常に業務従事者の健康に留意し、各業務従事者が感染の恐れのある疾患等に罹患したときは、当該者を業務に従事させてはならない。
- (3) 業務の適正な実施及び当センター内の秩序維持の観点から、院長が受託者の業務従事者を不適当と判断した場合は、その変更を命ずることができる。
- (4) 業務遂行にあたり、法定されている事項、一定水準の業務を行うために必要不可欠な事項に対応する費用については、受託者が負担する。
- (5) 業務従事者が作業中に被った業務従事者の故意又は過失による事故、事件の補償及び賠償は、各受託者の責任とする。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、契約時及び必要時に当センター側と協議のうえ定める。

## 8 落札後の手続

### (1) 契約準備等

#### ア 契約締結協議

落札者は、当該仕様書に基づいて当センターと契約内容及び履行方法の詳細について協議する。この際、有効期間内の兵庫県の産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証（中間処理及び最終処分）の写しを提出する（他の処分業者に依頼した場合には落札者の責任のもと提出）ほか、必要に応じて処分業者に協議への同席を求める場合がある。

#### イ 納税証明書等の提出（兵庫県物品関係入札参加資格を有しない場合のみ）

他の処分業者に処分を依頼する場合において、当該処分業者が兵庫県の物品関係入札参加資格を有しない場合は、当該処分業者が、県税（兵庫県）につき滞納がない旨の証明書（原本）を提出する必要がある。

#### ウ 契約保証金等（契約金額200万円以上の場合のみ）

契約金額が200万円（税込）以上である場合は、兵庫県病院局会計規程第95条に基づき、確実な履行を保証するため、契約予定者は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の契約保証金を当センターに納付する必要がある。

ただし、当該契約につき保険会社との間で、当センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書（原本）の提出があった場合等同条但書各号に該当するときは、納付の必要はない。

### (2) 契約

- ア 契約内容は、契約時の仕様書に基づいて決定する。
- イ 契約書は、収集運搬契約書及び処分契約書の2通を別に作成するものとし、事務局において原案を作成する。契約書には、暴力団排除に関する規定、個人情報保護に関する規定を含む。
- ウ 契約に際しては、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）に基づき、暴力団排除に関する誓約書の提出を求める。
- エ 契約締結後において、契約書に虚偽の記載等があった場合や適正な処理がされていないことが判明した場合は、契約を解除する場合がある。その他、法令又は契約書に反する事項があった場合は、損害賠償又は解除、入札指名停止等の必要な措置を講じることがある。

## 9 入札にあたっての注意点

- (1) 入札は、配付資料（入札通知書等）の記載によるほか、地方自治法令及び地方公営企業法令並びに兵庫県病院局会計規程の定めにより、実施する。
- (2) 入札者は、上記法令等を遵守し、入札に参加するものとし、規定に反したことで被る不利益を甘受する責任を負う。